

山梨県立北病院入院患者等給食業務

プロポーザル実施要領

令和6年10月1日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院

目 次

1	業務の概要	1
2	業務開始までの日程（予定）	1
3	参加資格並びに業務実施上の要件	2
4	参加申込手続き	3
5	質問書の提出及び回答	4
6	事前説明会・現地説明会	4
7	委託事業者候補者の選定	5
8	選定結果の通知および公表	5
9	選定対象からの除外及び事業者候補者決定の取り消し	5
10	契約手続き	6
11	その他	6
12	書類等の提出先・問い合わせ先	7

この実施要領は、山梨県立北病院(以下「本院」という。)が実施する入院患者等給食業務委託に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

入院患者等給食業務委託

(2) 業務内容

「山梨県立北病院入院患者等給食業務委託実施仕様書(以下「仕様書」という。)」
のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 予定業務数量

① 一般食

朝食 124,000食/委託期間

昼食 154,000食/委託期間

夕食 127,000食/委託期間

② 特別食

朝食 12,000食/委託期間

昼食 13,000食/委託期間

夕食 12,000食/委託期間

※ 液状栄養食品のみを喫食する患者分は、上記業務数量から除く。

(5) 委託料見積の条件

① 1食あたり税抜単価を(4)の予定業務数量の区分別に業務予定数量を想定食数として見積もること。

② 1食あたりの単価は、給食材料費に相当するものとし、年間を通じて1日3食平均を875円程度(消費税及び地方消費税を除く)とすること。

③ 加工費及びその他の経費については、月額管理費とし、36ヶ月を乗じて積算した額を見積もること。

④ 委託料見積は、260,526,000円(消費税及び地方消費税を除く)を上限とする。

※ 液状栄養食品は購入実績により別途精算するものとする。

2 業務開始までの日程(予定)

実施要項等の交付	令和6年10月1日(火)～10月21日(月)
質問受付期限	令和6年10月23日(水)
参加申込書類の受付期限	令和6年10月28日(月)

提案書のプレゼンテーション	令和6年11月12日（火）
審査（選定）結果の通知	令和6年11月15日（金）
契約締結（予定）	仕様調整後

3 参加資格並びに業務実施上の要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

（1）事業実績のある者

- ・200床以上の複数の病院において、仕様書に示す業務を一括して受託し、履行した実績を有すること。

（2）欠格要件のない者

- ・次の①～④までのいずれにも該当しない者であること。

①法人税、消費税及び県税を滞納している者（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）

②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

③過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

（3）次の要件を満たす者

①山梨県の物品調達に関する入札参加資格を有している者であること。

②（一財）医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク（患者等給食業務）の認定を受けていること。

③（公社）日本メディカル給食協会の代行保証制度、又はこれと同等の代行保証体制を確保していること。

④契約締結時まで、施設等賠償責任保険に加入していること。

⑤次の給食従事者を配置できること。

【受託業務責任者】

ア 次の条件を全て満たす業務責任者を専従で1人配置し、当院の承認を得ること。

また、業務責任者が不在のときは、その職務を代行する者を定めるとともに、複数の疾病を持つ患者の食事について、何時でも対応できる体制を確保すること。

a 病院において責任者として勤務した経験を有すること。

b 管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有すること。

c 「患者給食受託責任者」や「給食サービス管理士」等の給食を管理する資格の認定を受けていること。

d 病院給食業務3年以上の経験を有すること。

イ 業務責任者は、従業員等の人事・労務管理、研修、教育、健康管理、施設設備の衛生管理等の業務を行うものとする。

ウ 業務責任者は、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理者とする。

【栄養担当責任者】

・次の条件を全て満たす栄養担当責任者を専従で1人配置し、当院の承認を得ること。

ア 管理栄養士の資格を有する又は管理栄養士と同程度の病態栄養知識を有すると当院が認めた栄養士であること。

イ 病院給食業務3年以上の経験を有し、特別食の献立作成に2年以上携わった経験を有するか、それに相当する献立作成能力を有すると当院が認めた者。

ウ 栄養管理業務全般について、適切に指導、助言する能力を有すること。

【調理担当責任者】

・次の条件を全て満たす調理担当責任者を専従で1人配置し、当院の承認を得ること。

ア 管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有すること。

イ 病院給食調理業務5年以上の経験を有すること。

ウ 調理業務全般(配膳・下膳、洗浄業務及び衛生管理を含む)について、適切に指導、助言する能力を有すること。

【栄養事務担当者】

・栄養事務担当者は、管理栄養士又は栄養士の資格を有する者とする。

【調理担当者】

・調理担当者は、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有し、心身共に健康な者とする。

【給食業務補助者】

・給食業務補助者は、心身共に健康な者で、次のいずれかの条件を満たす者とする。

ア 調理師の資格を有する者

イ 病院給食または、他の給食施設で調理及び配膳業務等の経験のある者

ウ 受託業者の責任において適任と認める者

4 参加申込手続き

(1) 参加申込受付期間

令和6年10月1日(火)～10月28日(月)

(2) 参加申込書類

・参加申込書兼参加資格確認申請書(様式1)

①誓約書(様式2)

②山梨県の物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者であることを証した書類の写し

③会社概要等整理表(様式3)

- ア 発行後1年以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- イ 発行後1年以内の法人税、消費税及び県税に係る納税証明書
- ウ 賠償責任保険加入証の写し（契約締結時まで加入可）
- エ 「医療関連サービスマーク（患者等給食業務）」認定証の写し

④契約実績調書（様式4）

⑤業務責任者等に関する調書（様式5）

⑥主担当予定者に関する調書（様式6）

- ・提案書（提案書様式1）及び提案内訳書（別添「提案書作成要領」を参照）

[技術評価]

①会社概要（提案書様式2）

- ア 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

②提案内訳書（提案書様式3/任意/業務運営、給食業務、教育・研修、危機管理、衛生管理、患者サービス、地域振興策、業務実施体制、特記事項）

[価格評価]

③見積書（提案書様式4-1）

④見積書算定内訳書（提案書様式4-2）

⑤1日3食平均食材費用（提案書様式4-3）

⑥仕様対応一覧（提案書様式5）

(3) 部数 正本1部 副本7部（写し可）

(4) 申込方法

「12 書類等の提出・問い合わせ先」まで持参又は郵送により申し込むこと。ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、提出期間最終日までに必着とする。

5 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和6年10月1日（火）～10月23日（水）

(2) 質問方法

質問書（様式7）により、持参、FAX又は電子メールで「12 書類等の提出・問い合わせ先」へ提出すること。ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、山梨県立病院機構ホームページに随時掲載する。

山梨県立病院機構ホームページ：<http://www.ych.pref.yamanashi.jp/kiko/>

6 事前説明会・現地説明会

(1) 開催日時

令和6年10月16日（水）午後2時

(2) 開催場所

山梨県立北病院2階 会議室

(3) 申込方法

事前説明会参加申込書（様式8）により、10月10日（木）正午までに持参、FAX又は電子メールにより「12 書類等の提出・問い合わせ先」へ申し込むこと。ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

7 委託事業者候補者の選定

山梨県立北病院が設置する選定委員会が、評価基準に基づき審査を行い、応募者から提出された提案書の中から最も優れた提案を行った者を委託事業者の候補者として選定する。

(1) 一次審査

- ・提出された参加申込書により資格審査を行う。
 - ・一次審査の結果は令和6年10月30日（水）までに参加者に文書で通知する。
- なお、参加申込状況は、一次審査終了後に申込者数を機構ホームページに公表する。

(2) 二次審査（①提案書及び②プレゼンテーション）

- ・一次審査通過者の書類審査及びヒアリング（プレゼンテーション・質疑）を実施する。
- ・技術点は、提案書及びプレゼンテーションについての評価の合計点数とし、配点は提案書5,000点及びプレゼンテーション3,000点とする。
- ・価格点の配点は2,000点とする。
- ・ヒアリングは原則として一次審査通過者全員に対し行うが、一次審査通過者が多数となった場合、書類審査で複数者を選定したうえで行う場合がある。
- ・提案書に基づき、事業者が本院における給食業務運営の基本的考え方、給食業務の実施方法、技術提案等について説明し、その後、選定委員がヒアリングを実施する。
- ・プレゼンテーション時間：1事業者当たり50分（事業者からの提案説明25分、質疑応答25分）程度とする。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、1事業者4名以内とする。
- ・審査日：令和6年11月12日（火）時間及び場所はおって指定する。

(3) 委託事業者候補者の決定

選定委員会により選定された最優秀提案者を委託事業者候補者として決定する。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合には次点者と交渉を行う。また、技術点が基準点に達しない場合には候補者として選定しない。

8 選定結果の通知および公表

選定結果は、令和6年11月18日(月)までに応募者全員に文書で通知するとともに、山梨県立病院機構のホームページに掲載する。

9 選定対象からの除外及び事業者候補者決定の取り消し

次の場合には、選定対象から除外及び事業者候補者の決定を取り消す。

- (1) 参加者の資格を失ったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、当院の事業者としてふさわしくないと判断したとき。

10 契約手続き

(1) 契約書

本プロポーザルによって選定された委託事業者候補者を当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。契約条項、単価及び業務仕様は、審査に用いた書類に基づき、協議により最終版に整えた上で確定し、「山梨県立北病院入院患者等給食業務委託契約書」に添付する。

* 価格評価に提出された見積書(提案書様式4-1、4-2、4-3)は、審査において評価資料とするが、本業務に係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条に該当する場合は、免除する。

(3) 違約金

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第44条に該当する場合は、徴収する。

(4) 前払金

支払わない。

(5) 契約締結後、1の(3)の契約期間中に消費税法等が改正された場合は、消費税及び地方消費税に相当する額の変更を行う。

(6) 契約締結時までに、賠償責任保険に加入すること。

11 その他

(1) 提出された書類は返却しない。なお、これらの書類については、本プロポーザルにおける事業者候補者の選定以外の目的では使用しない。

(2) 書類の作成・提出、貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

(3) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 参加申込書類の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式11）を提出すること。

1.2 書類等の提出・問い合わせ先

山梨県立北病院 総務医事課総務経理担当 石原

〒407-0046

山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13

電話 0551-22-1621（内線201）

FAX 0551-23-0672

E-mail ishihara-bwydt@ych.pref.yamanashi.jp